

要 望 書

(一般行政関係)

令和 8 年 8 月

佐 賀 県 市 長 会

令和8年度 一般行政関係要望事項一覧

〔計27件〕

○政策部

- 1 地域未来基金費（仮称）に係る制度設計及び県市町連携の推進について
【重点】 P 1

○危機管理・報道局、県土整備部関係

- 2 原子力災害重点対策区域における防災対策事業について
. P 3

○危機管理・報道局、地域交流部、県土整備部、農林水産部関係

- 3 河川改修及び内水排水対策について P 4

○総務部関係

- 4 公共施設等適正管理推進事業の継続について P 7

○政策部、地域交流部関係

- 5 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について P 8

○地域交流部

- 6 交通キャッシュレスの普及・利便性拡大に向けた取組みについて
. P 1 1
- 7 長崎本線（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進について
. P 1 2
- 8 港湾の整備促進について P 1 3
- 9 「九州新幹線西九州ルート」の在り方に関する二者合意」を踏まえた
検討及び合意形成について P 1 6

○県民環境部関係

- 10 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について
. P 1 8

○健康福祉部関係

- 11 保護司活動に係る支援の更なる充実について P 1 9
- 12 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価
高騰対策のための財政支援について P 2 0
- 13 医療費助成に対する県補助の拡充等について P 2 2

1 4	民生委員・児童委員の活動環境の整備等について・・・・・・・・・・	P 2 5
1 5	佐賀県老人クラブ活動等事業費補助金について【重点】・・・・・・・・	P 2 7
1 6	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 9
1 7	パーキングパーミットの申請手続きの見直しについて・・・・・・・・	P 3 0
1 8	佐賀県アピアランスケア事業の対象者拡充について (ウィッグ購入費用助成)【重点】・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 1

○男女参画・こども局関係

1 9	教育・保育施設に係る公定価格について【重点】・・・・・・・・・・	P 3 3
2 0	保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る所得制限の 廃止及び保育料完全無償化について・・・・・・・・	P 3 5

○農林水産部、山博・緑化フェア事務局関係

2 1	佐賀県緑の景観づくり事業の継続等及び「第 4 4 回全国都市緑化 フェア fromSAGA」への参加支援について【重点】・・・・・・・・	P 3 7
-----	---	-------

○県土整備部関係

2 2	海苔養殖期間中の県営ダムの管理放流時期の調整について・・・・	P 3 9
2 3	下水道事業運営の効率化について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 0
2 4	空き家の除却費用等に係る県の財政支援について・・・・・・・・	P 4 1
2 5	佐賀県急傾斜地崩壊防止事業に係る補助率の嵩上げについて・・・・	P 4 3
2 6	法定外公共物（里道・公有水面）の維持管理に対する支援策の創設 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 4
2 7	幹線道路網の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 5

1 地域未来基金費（仮称）に係る制度設計及び県市町連携の推進について

令和8年度地方財政対策において創設される「地域未来基金費（仮称）」は、都道府県を主体として地域の成長分野への戦略的投資を可能とする新たな財源措置であり、地域経済の持続的発展に向けた重要な制度であります。

本措置は単年度措置とされているものの、その活用状況や成果が今後の制度展開に大きく影響することが予想されます。したがって、初年度において、県内が一体となった実効性ある取組を構築することが極めて重要です。

地域経済の成長は、県による広域的・戦略的施策と、市町による地域特性に応じた具体的施策が相互に補完し合うことで実現するものです。とりわけ、市町は企業誘致、産業団地整備、地場産業支援、スタートアップ育成、農林水産業の高度化、観光振興、DX推進など、成長施策の実行主体として重要な役割を担っています。

成長投資は地域ごとの特性、産業構造、人材状況等を踏まえた機動的な判断が不可欠であり、その実行にあたっては市町の自主性と創意工夫が最大限尊重されることが重要です。

国においても地域未来基金費（仮称）で想定される取組として、知事主導で形成されるクラスターの形成・拡大や地場産業の付加価値向上・販路開拓に加え、市町村に対する支援も想定されているところです。（国資料「令和8年度地方財政対策の概要」（総務省自治財政局 令和7年12月26日）より）

地域未来基金費の趣旨である地域経済の成長力強化を実現するためには、県の広域的戦略と整合を図りつつ、市町が主体的に事業を企画・実施できる制度設計が必要です。

地域未来基金費は、県内経済の構造転換と持続的成長に向けた大きな契機となり得る制度であり、県と市町がそれぞれの役割を明確にし、市町の自主性を尊重しながら連携を深めることが不可欠です。市町が成果創出に向けた事業展開できる制度設計とすることが、基金の効果を最大限発揮し、県内全体の成長につながるものと考えます。

については、制度設計及び運用にあたり、県市町連携の一層の推進について、以下のとおり要望します。

○ 基金に関する情報共有と協議の推進

- ・国から示される制度趣旨、算定方法、活用の考え方等について、県内市町への速やかな情報共有を行うこと。
- ・制度設計にあたっては、県と市町が十分に意見交換を行い、共通理解の下で検討を進める体制を整えること。

○ 市町の自主性、創意工夫を尊重した制度設計

- ・基金の活用にあたっては、県の広域的・基盤的施策との整合を図りながら、市町が地域の実情に応じた成長投資を主体的に企画・実施できる仕組みの構築を行うこと。

関係法令等

- ・地域未来戦略（令和８年夏ごろ取りまとめ予定）

2 原子力災害重点対策区域における防災対策事業について

玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

特に住民の広域避難は、主に道路を利用することから、住民の『より安全で円滑な広域避難に向けた道路の確保』は永続的な課題です。

このことから、次のとおり要望します。

- 原子力災害の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。

関係法令等

3 河川改修及び内水排水対策について

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素から尽力頂いていますが、特に、地域の治水安全度の向上と、豪雨災害による被害を軽減するため、河川整備（護岸改修）や浚渫、排水ポンプの機能向上等については、更なる促進を図って頂きますようお願いいたします。

また、これまでに整備されたほとんどの港湾・河川施設（排水ポンプ場、水門及び樋門など）の操作管理については、市町が受託し、更に地元関係者へ再委託しています。しかしながら、近年は地元関係者（操作員）の高齢化も相まって、操作員を確保できない施設が生じており、省人化が急務となっています。つきましては、遠隔主操作への移行、もしくは、操作員が直接操作に介入しない自動化（フルオートメーション）の推進を図っていただきますようお願いいたします。

内水排水対策については、佐賀県内水対策プロジェクトとして、県各部局で様々な事業が推進されるとともに、各市町においても、それぞれ内水対策に取り組んでいるところです。今後も、プロジェクト I F 拡大会議等を活用した流域全体での治水対策を更に推進して頂きますようお願いいたします。

[佐賀市]

近年の頻発化・激甚化する豪雨により、特に佐賀江川では毎年のように氾濫危険水位を超えるような状況となっており、市街地における浸水被害のリスクが高まっています。このため、流域全体での内水排水対策の強化をお願いします。

【河川改修】

- (1) 県河川・本庄江河川改修の整備促進
- (2) 県河川・金立江河川改修の整備促進
- (3) 県河川・巨勢江河川改修の整備促進
- (4) 県河川・焼原江河川改修の整備促進
- (5) 県河川・佐賀江川の早期堤防嵩上げ

【内水排水対策】

- (6) 県所有樋門操作の省力化・効率化
- (7) 県河川・効果的な施設の連携操作
- (8) 県河川・既存排水ポンプの能力増強など内水排水対策の強化
- (9) 県河川・佐賀江川の計画的な浚渫
- (10) 県河川・八田江の計画的な浚渫
- (11) 県河川・巨勢川の計画的な浚渫
- (12) 県河川・黒川の計画的な浚渫
- (13) 県河川・東平川の計画的な浚渫
- (14) 県河川・山王川の計画的な浚渫
- (15) 県河川・戊辰川の計画的な浚渫
- (16) 県管理・東与賀海岸飛沫水路の計画的な浚渫

[唐津市]

- (1) 県河川・牟田川の河川改修
- (2) 松浦川流域における内水排水対策
- (3) 県河川・坊中川流域における氾濫解消対策

[鳥栖市]

- (1) 県河川・西田川の下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県河川・西田川の県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 県河川・小侍川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における氾濫解消対策
- (3) 県河川・庄川流域における氾濫解消対策
- (4) 県河川・山犬原川の河川改修
- (5) 県河川・別府川における氾濫解消のための別府橋改修

[伊万里市]

- (1) 県港湾、河川樋門及び排水機場の監視装置の早期整備
- (2) 県水門及び排水機場の遠隔操作化もしくは自動化の推進

[武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・武雄川の河川改修
- (4) 県河川・川添川の国道橋改修
- (5) 県河川・甘久川の河川改修
- (6) 県河川・馬神川の河川改修
- (7) 県河川・高橋川及び中野川の堤防整備
- (8) 県河川・焼米入江の堤防整備
- (9) 県河川の継続的な浚渫
- (10) 県排水機場操作員の避難経路対策
- (11) 東川流域における高頻度洪水対策の推進

[小城市]

- (1) 県河川・牛津江川の河川改修
- (2) 県河川・晴気川の河川改修
- (3) 県河川・福所江の河川改修

[嬉野市]

- (1) 塩田川の定期的な浚渫
- (2) 入江川排水ポンプの機能向上
- (3) 浦田川排水ポンプの機能向上

[神崎市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 県河川において流下阻害となっている堆積土や樹木の除去対応
- (5) 筑後川右岸地域における内水排水対策の推進
- (6) 既設排水機場の施設更新、能力増強
 - ・(国有) 浮島排水機場、江見排水機場(上)、江見排水機場(下)、千代田排水機場
 - ・(県有) 三本松川排水機場、馬場川排水機場
- (7) 国営水路三田川線末端における排水機場新設の早期実現

関係法令等

4 公共施設等適正管理推進事業の継続について

現在、公共施設の維持管理・更新等に係る負担を軽減、平準化することを目的に、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される集約化・複合化等に対して活用できる公共施設等適正管理推進事業債が創設されています。

当該事業債は、令和7年度から集約化・複合化と合わせた除却に対して50%の交付税措置の制度拡充がなされていますが、延床面積の減少等が要件とされ、施設によって活用できない状況があります。

また、本事業債は、令和8年度までの時限措置とされていますが、少子高齢化や人口減少社会が加速するにつれ、施設の適正管理は今後ますます必要性が高まるものと考えております。

これらのことから、施設の除却における要件緩和と本事業債の延長について国に対して要望して頂くようお願いします。

関係法令等

- ・ 地方財政法
- ・ 地方財政法施行令

5 公共交通の導入及び運行に対する財政支援等について

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々高まっています。

そのような中、公共交通利用者の大幅な減少や、運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところです。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進を図る等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークの再構築を図っているところですが、各自治体公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなっています。合わせて昨今の地政学リスクにより、原油供給の不安定化や燃料価格の高騰などの影響で、安定的な燃料確保に支障をきたす恐れが生じています。また、特に自ら自動車等の運転ができない住民にとっては、主な移動手段が路線バスであり、通学に必要な路線が廃止されると高校生は通学に苦慮することになるため、公共交通を利用しやすい環境づくりは必要です。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、県と市町の連携強化、及び国・県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望します。

- 持続可能な公共交通を維持・確保するため、慢性的に不足する運転士の確保に対する更なる支援策を講じ、県で実施されている運転士確保に関する施策（首都圏での説明会、県外での事業者の採用活動の支援、県外から採用があった際の交通事業者への支援金の補助）は、継続して実施すること。
- 県で開催されている「佐賀県地域交通担当職員研修」の継続、及び更なる研修内容の充実・強化を講ずること。
- 人口減少による利用者の激減に鑑み、佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱で定める一日当たりの輸送量及び平均乗車密度要件の緩和並びに補助対象経費の上限を拡大するとともに、国に対しても地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の要件緩和や補助額上限拡大の継続に合わせて、地域

内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の要件緩和や自治体毎の補助上限額の拡大を国に働きかけること。

- 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等、地域内公共交通の利用促進や一体的な再編（路線見直し等）をする際に必要な費用に対する財政支援を講じること。また、幹線バスの維持・確保として、代替交通等の協議の円滑化を図り、以って県民が安心して公共交通を利用できるよう、必要な支援を講ずること。
- 公共交通利用者の増加等による交通事業者の増収を図るとともに、バス利用者の掘り起こし効果が見込める「さがバスまるっとフリーDAY」の実施継続などの支援事業を引き続き実施すること。
- 交通事業者の安定的な運行を確保するため、次の措置を講ずること。
 - ・ 石油販売事業者との連携強化による燃料油の安定的な供給体制の構築等に向けた必要な措置
 - ・ 燃料費高騰に対する交通事業者への財政支援
 - ・ 国に対して実効性のある対策実施についての強い働きかけ
- 地域内公共交通の導入に必要な費用（定員10人以上の車両の取得費等）及び運行に必要な費用に対する財政支援を講ずること。
- 地域内公共交通の利用促進や利便性向上に取り組む市町を後押しする目的で令和5年度に新設された「佐賀県くらしを支える移動手段支援事業費奨励金」については、交付条件に「運賃の値下げ」があるが、事業の実施期間が未定の状況で運賃の値下げを行うと、事業終了後に運賃を上げることが厳しくなり市の負担が増すことが考えられるため、交付条件の見直しを行うこと。
- 運行事業者の収益改善のため、定期券の値上げが行われているが、通学者の負担軽減を図るため、高校生等の定期券購入に対する支援策を講ずること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ生活交通路線の導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。また現在、国庫補助航路ではない3航路（高島、向島、松島航路）については、安定的な運航の維持・確保を図るため、国に対して、国庫補助の対象航路となるよう（現在、赤字が続いている高島航路や、定員が12人以下の船舶の航路（向島・松島航

路) も対象とさせるなど) 働きかけを行うこと。

- 路線バスに対してはインバウンド対応を含めたクレジットカード決済の導入、タクシーに対しては配車アプリシステムの導入などを促す国と協調したデジタル化の支援を講ずること。
- 自動運転バスの導入は、運転士不足等地域公共交通の課題解決に向けた重要な取り組みであるが、コストメリットを生み出すまでに相当の時間と多額の経費を要する。しかし、補助率の低減など国の補助率の改正により自治体の負担が大きくなっている。このため、実証に対する支援の継続・強化、実装後の運行に対する支援の創設について、国に対して働きかけるとともに、持続可能な地域公共交通に向けて積極的にチャレンジする市町に対する支援策を講ずること。
- 広域的な路線など、複数自治体が協働で運営する必要がある路線ネットワークについては、県で計画の作成をする等、調整役を担うこと。昨年度、佐賀県で実施された地域交通利用実態調査を踏まえ、検討される路線バスの運行の効率化については、利用者の実態・需要に沿った適切な方針を示すこと。

関係法令等

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県離島航路補助金交付要綱
- ・ 佐賀県特定離島航路補助金交付要綱

6 交通キャッシュレスの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

平成25年3月の全国10種類の交通系ICカードの相互利用サービス開始以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、無くてはならない存在となっています。

国は、第3次交通政策基本計画（令和7年度～令和12年度）において、これまでの取組を更に推進していくものとして、「近年登場しつつある二次元コードやクレジットカード、顔認証など新たなデジタル・チケットング手法を含めた交通キャッシュレスの導入を促進するとともに、これらの相互連携手法の標準化や認証精度の向上、利用者データの分析手法の開発など、利便性向上や地域連携のための技術実証等の施策を推進する」と定めております。

JR九州は令和8年4月に鉄道事業の大幅な見直しによって、県内にある複数の駅の営業時間の大幅な短縮や無人化を実施されました。また、西九州新幹線開業効果による在来線利用者の増加や、インバウンドを含めた観光客数の増加により、これまで以上に交通キャッシュレスに対する需要は高まっており、全国的にも交通事業者の相互利用サービス拡大による利便性の向上が期待されています。

佐賀県においては、平成28年にJR九州と「ICカードエリアの拡大に関すること」を含めて、包括的連携協定を締結されており、このことについて更なる協議を進め、佐賀県全域に導入できるよう県の一層の取り組み、支援を要望します。

関係法令等

7 長崎本線（江北～諫早）における利便性維持と利活用促進について

令和4年9月23日の西九州新幹線開業に伴い、長崎本線（江北～諫早 上下分離方式による運行）は、特急列車の大幅な減便（上下45本から14本）や非電化区間（肥前浜～諫早）ができたことに伴い、乗換えが増えるなど利便性が低下し、多くの利用者から改善を求める声が上がっています。

さらに令和8年3月14日からは特急列車が上下14本から10本に減便となり、このままでは、長崎本線沿線自治体のイメージの低下が懸念されます。

当沿線地域にとって唯一の高速交通機関である長崎本線は、通勤や通学などの生活交通路線として、また観光やビジネスなど地域経済や地域活性化を支える重要な交通インフラであるため、将来にわたり持続可能な交通機関であり続けなければなりません。

そのためにも、「利便性の維持・確保」を図るとともに、「利用者増・交流人口拡大」にむけた取組が必要です。

現在、佐賀県と沿線市町が連携した「利便性の維持・確保」のための活動に加え、令和5年度には長崎本線利用促進期成会を立ち上げ、地域の魅力的な資源を活かした「利用者増・交流人口拡大」についても取り組んでいくこととしております。

令和7年度から肥前鹿島駅周辺整備が本格的に着手となり、また令和5年度より鹿島、太良の魅力発信拠点「KATA ラボ」を開設していただき、スローツーリズムの拠点としてご協力いただいているところではありますが、更なる一層の取組と支援を要望します。

関係法令等

8 港湾の整備促進について

県内2つの重要港湾（唐津港・伊万里港）は、産業活動及び県民生活を支える基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくためには、今後も継続した整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、これまでの東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧においての港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

他方、政府や国においては、主力電源となる洋上風力発電を2040年までに最大4,500万KWの導入目標を掲げており、導入目標の実現に向け、洋上風力関連産業が必要としている港湾利用ニーズに対する各種検討が進められています。

更には、全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進していく必要があるものと言え、併せてクルーズ客船を誘致することで、県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われます。

県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄をご理解の上、次の事項について要望します。

○唐津港

1. 東港地区の岸壁(水深 9m)は、内貿ユニットロードターミナルとして国内貨物の輸送効率化、クルーズ船等の寄港及び大規模災害発生時の緊急物資の輸送拠点として国の直轄事業により整備が進められているが、現在、トラックドライバーの時間外労働規制等による「2024年問題」に直面しており、輸送力不足の可能性が示唆されている。この問題に対応するために RORO 船による一括輸送へモーダルシフトすることが物流効率化に寄与し、持続可能な物流ネ

ットワークの構築に重要であるとともに、唐津港東港地区の岸壁(水深 9m)の整備目的に沿った、より効果的な活用が可能となるため、新たな貨物の集荷や定期 RORO 船の就航に向けたポートセールスなどの誘致活動に積極的に取り組むこと。

2. 平成 17 年の港湾計画改訂から 20 年以上が経過し、岸壁の利用に関しては社会情勢の変化やそれらを取り巻く地域経済の変化により、貨物を取り扱う企業や品目等、当時の計画とは乖離が生じている。特に妙見地区では、鋼材や金属くずに加え、バイオマス発電所向けの燃料の取扱われているが、岸壁利用が逼迫し、貨物船の沖合待機が頻発しており、非効率な荷役を余儀なくされている。重ねて外航貨物船の大型化も進んでおり、更なる岸壁機能の不足が懸念されている。そのような中で、令和 5 年 3 月に国がとりまとめた「唐津港の中長期ビジョン」では、物流拠点である妙見地区について、増加する貨物に対応するために新たな岸壁の整備とふ頭用地の拡張が提案されている。これら問題を解決するためにも、「唐津港の中長期ビジョン」を踏まえ、船舶大型化に対応した大水深を有する新たな岸壁や保管ヤード確保のためのふ頭用地の整備、洋上風力発電やバイオマスエネルギー発電等の再生可能エネルギー産業を支える港湾機能のあり方など、昨今の港湾情勢を反映した将来の唐津港のあり方を示す長期構想計画の検討及び港湾計画の見直しに向けた作業に早期に取り組むこと。
3. 国際クルーズ客船の受入が再開し、インバウンドによる地域経済への波及効果が期待されていることから、唐津港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、人的・財政的支援を講じるとともに、受入機能の拡充及び態勢の強化を図ること。

○伊万里港

1. 臨海部の大規模産業用地として高い可能性を持った用地「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」について、企業側のニーズに対し、迅速な対応が可能となるよう埋立完了部の部分竣功手続きに着手するとともに、洋上風力発電など新しい産業の企業誘致を見据え、積極的な誘致活動に取り組めるよう、また、カーボンニュートラルポートの形成など昨今の情勢を考慮した選ばれる港湾となるように、港湾計画の改訂に向けた「伊万里港の長期構想」の策定に早期に取り組むこと。
2. 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、老朽化した港湾施設など基盤施設の再生・再編を図るとともに、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・

国内物流拠点の整備を図ること。

特に久原南地区においては、半導体製造企業の新工場フル稼働時には、さらなる交通渋滞が懸念されるため、臨港道路久原線 4 車線化の新工場フル稼働前までの供用を図ること。

また、七ツ島地区の伊万里国際コンテナターミナルにおいては、さらなるコンテナ貨物取扱量増加に対応できるよう、入退場ゲートの増設も見据えながら、入退場ゲートと管理棟の複合的な整備やコンテナ出入管理システムの見直し、機能強化として新たに設置している高圧ガス・危険物貯蔵所に関し、取扱品の更なる拡充を含め、ソフト面とハード面の両面からコンテナターミナルの機能強化を図ること。

3. 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう施設の維持管理に対する財政上の支援等必要な措置を講じるとともに、必要となる国直轄事業の整備に対して積極的に働きかけを行っていくこと。

関係法令等

9 「九州新幹線西九州ルート」の在り方に関する二者合意」を踏まえた検討及び合意形成について

九州新幹線西九州ルートは、わが国本土の西端に至る国土軸の骨格をなし、国土の均衡ある発展と共に西九州地域をはじめ九州地区の一体的飛躍に大きく貢献する重要な交通軸となるものです。

西九州ルートについては、令和4年9月23日に「西九州新幹線」として武雄温泉～長崎間が開業し、沿線市としても交流人口の増加や企業誘致の拡大、移住定住の促進を図るためソフト・ハードの両面において、新幹線を活かした魅力あるまちづくりを推進しているところです。

一方で、新鳥栖～武雄温泉間については、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入を断念したという、西九州ルート固有の特殊事情があります。在来線、地方負担、地域振興、ルート等の論点が相互に関連し、地域により影響も異なるため、客観的かつ総合的な検討と丁寧な合意形成が必要です。こうした中、令和8年7月、国土交通省と佐賀県との間で「九州新幹線西九州ルート」の在り方に関する二者合意」が締結され、事前調査及び環境影響評価の実施と、地方負担、在来線及び地域振興等への対応の方向性が示されました。

つきましては、次のとおり要望します。

- 西九州新幹線と関西方面が新幹線ネットワークで結ばれることによって、新幹線の特性である「安全性」「高速性」「定時性」が最大限に発揮されることを目指し、国等との協議については、二者合意を着実に履行し、この特殊事情を踏まえ、財源のあり方の更なる検討、地方負担への特別な配慮、在来線の利便性確保及び地域振興等について、国が責任を持って具体的な措置を講ずるよう強く求めること。

また、事前調査及び環境影響評価と並行し、これらの論点を具体化すること。技術検討では、前提条件及び評価方法を明確にし、必要に応じ専門家の意見を聴取するなど、技術的・専門的な見地から客観的かつ公正に検証し、透明性を確保すること。あわせて、県内市町との情報共有及び協議を適時かつ十分に行い、関係市町の意見や地域の事情を十分に踏まえて検討を進め

ること。

関係法令等

10 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について

近年被差別部落の画像や動画がインターネット上に多数掲載され、大きな社会問題となっています。

特に、Y o u T u b eにおいては、被差別部落の家屋、店舗、墓石などを撮影し地名をさらす差別動画『部落探訪』が多数投稿されるなど、深刻化の一途を辿っています。県内においても、これまで6地区の動画が公表され、今後も予断を許さない状況となっています。

被差別部落出身者に対する差別意識が根強く残る中で、被差別部落を公表する行為は、部落差別につながる悪質な人権侵害行為です。

『部落探訪』に対しては、全国の自治体による削除要請が行われ、また、有志団体による電子署名では、動画削除へ向けた署名が寄せられました。このような地道な取り組みもあり、令和4年11月、Y o u T u b eを運営するG o o g l e社によって約200本の『部落探訪』が削除されましたが、インターネットへの部落差別情報の掲載を規制する法律が存在しないことから、『部落探訪』は『曲輪クエスト』に名称を変え、Xやウェブサイトで依然として差別情報の拡散を続けています。模倣者による類似の投稿も増加していることから、差別情報の規制へ向けた更なる対策が求められています。

このような状況の中、インターネット上の投稿をプロバイダーに削除要請する項目を盛り込んだ「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」が全国からの注目を集めています。つきましては、人権施策先進自治体「佐賀県」から、部落差別情報のインターネットへの掲載を規制する実効性のある法律の整備について、国に対しての強い働きかけを要望します。

関係法令等

- ・部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）
- ・全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支えあう社会づくりを進める条例（令和5年3月13日佐賀県条例第11号）

1 1 保護司活動に係る支援の更なる充実について

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司会の活動は、更生保護行政を充実させるための重要な役割を担っています。

法務省においては、保護司活動を支える体制を構築するため、全国各地区の保護司会を指定し、地域活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置が進められ、その際、保護司会の負担軽減として、設置自治体に対し、場所の確保や施設・設備の貸与等に関しての便宜供与についての配慮を求められています。

このことから、例えば、唐津市では、更生保護サポートセンターの設置・運営に係る維持管理費の一部を負担するとともに、保護司会に対し、活動費補助を行うなどの支援を行っておりますが、市の財政負担が大きく、恒久的な支援が厳しい状況です。

これらのことから、地区の保護司会が今後も恒久的に安定した活動を行うため、次のとおり要望します。

- 国が負担する保護司の活動に係る経費については、施設使用料に関する予算を含め、十分に確保するよう、国に対して働きかけること。

関係法令等

- ・保護司法第17条
- ・再犯の防止等の推進に関する法律第24条

1 2 医師偏在解消による医師確保の強化及び病院経営・整備に係る物価高騰対策のための財政支援について

厚生労働省が示す地域間の医師偏在の程度を測定する医師偏在指標によれば、佐賀県全体では医師多数区域に該当し、佐賀県第 8 次保健医療計画の医師確保計画による二次医療圏単位の取扱いでは、西部医療圏を除きその他の区域は医師多数区域として設定されています。

しかしながら、二次医療圏をさらに市町ごとに細かく見ると西部医療圏以外の区域でも診療科によっては医師の偏在がみられ、医師の減少に伴い患者受け入れが困難となり、診療時間を変更している医療機関が出てきているのが現状です。

このような中、令和 5 年 3 月に佐賀県キャリア形成プログラムに基づく派遣調整において、県医務課からは、「令和 5 年度以降の医師派遣については、西部医療圏への派遣を優先する」との方針が示されたところであり、西部医療圏の医師不足が緩和された一方、多久市と小城市においては、多久市立病院と小城市民病院を統合した「公立佐賀中央病院」が令和 7 年 7 月に開院しました。新病院では、医療資源を集約化することで医療機能の強化を図りつつ、少子高齢化社会を見据え、地域の拠点となる病院を目指しておりますが、常勤医師確保・充実について極めて苦慮しているところです。

また、医師の高齢化や後継者不足により、今後一次医療が受けられない地域が出てくることも懸念されおり、特に地方における小児科医・産婦人科医の確保が大きな課題となっています。例えば、北部保健医療圏においては出産ができる一般産科医療機関は 2 カ所、小児科専門医療機関は 3 カ所と少なく、今後は診療所機能の縮小または廃院が想定されます。

更に、2026 年度の診療報酬改定は本体 3.09% のプラスとなったものの、物価高騰や賃上げに伴う人件費増で病院経営は極めて厳しい状況が続いています。

これらのことから、以下のとおり要望します。

- 西部医療圏をはじめ、県内でも医師の偏在の状況がみられる現状を解消するため、「SAGADoctor-s プロジェクト」や医師修学資金等貸与事業の継続、及びなお一層の医師確保の強化を図ること。
- 安定的な医療提供のため、更なる診療報酬改定について国への要望を行うこと。
- 市町が行う小児救急、周産期医療体制の維持に必要な人件費、設備整備等に対する県費による補助制度を創設すること。
- 県と市町が協力して医師確保に努めることができるよう、小児科医・産婦人科医の誘致をはじめとする人材確保に関する施策等を展開し、県費による財政支援制度を創設すること。

関係法令等

- ・ 医療法
- ・ 佐賀県医師確保計画（令和 6 年度～令和 8 年度）
- ・ 第 8 次佐賀県保健医療計画
- ・ 佐賀県地域医療介護総合確保基金

1 3 医療費助成に対する県補助の拡充等について

【子どもの医療費助成】

子どもの医療費助成に対する市民ニーズは非常に高く、毎年全国の市区町村において対象年齢の引き上げが行われています。

これは、子どもの医療費助成が、子育て支援の重要な施策の一つとして、県民、国民からあまねく求められているためであり、今後も、助成制度の維持と拡充が必要となっているところです。

現在、県内では、すべての市町において、県内一律で高校生年代までの助成が実現しましたが、毎年、多額の財政負担を伴うことから、今後も同様のサービス水準を維持できるかは不透明な状況です。

佐賀県においては、子育てし大県“さが”の推進や県立大学の開設など、佐賀のこどもたちが骨太に育つための環境整備を進めていますが、結婚から出産、妊娠、子育てまで切れ目のない支援については、県と市町が共に取り組んでいく必要があると考えています。

全国的な傾向としまして、こども家庭庁が実施した調査では、各市区町村が実施する子どもの医療費の援助に各都道府県が小学生以上に補助を行う割合は、令和7年4月1日現在で通院が62%、入院が72%となっており、年々上昇しています。

つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町が共に取り組むべき重要な施策の一つとして検討して頂くよう、次のとおり要望します。

- 国において全国一律となる現物給付方式による18歳までの子どもの医療費無償化制度を創設するよう求めること。
- 未就学児と同様に、小学生以上の医療費助成についても県費補助を行うこと。

【ひとり親家庭等医療費助成】

市町が現在協議しているひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化については、財政負担の増加が大きな課題となっている中、令和7年1月、県内全市町

が令和 8 年 11 月に現物給付に移行することで合意したところです。しかしながら、現物給付化には、増加が予想される医療費、審査手数料、国保減額措置など、財政負担の増加が大きな課題となっています。特に審査手数料については、国保連合会のシステム改修費が審査手数料に上乗せされることが検討されていることから、さらに財政負担は大きくなることが予想されます。

つきましては、次のとおり要望します。

- 国保連合会の上乗せ分を含む新たに発生する審査手数料や国保減額措置についても県の補助を検討すること。
- ひとり親家庭等医療費助成についても、現物給付化に伴う国民健康保険の減額調整等を廃止するよう、強く国に働きかけること。

【重度心身障害者医療費助成】

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業の助成方法は、償還払い方式となっていますが、昨年度の要望に対し、市町間の議論の内容を踏まえ、意見交換しながら検討していくとの知事回答があり、見直しに向けての大きな前進と受け止めております。これを踏まえ、その後に開催した 20 市町の意見交換会では、「県内 20 市町全てが、新たな給付方式への見直しは現物給付方式を前提とする」との方向性で一致したところです。今後、県内 20 市町が一体的かつ円滑に移行するためには、重度心身障害者が地域で安心して医療を受けられる環境を確保しつつ、制度変更に伴う負担や混乱を最小限に抑えながら、広域的に取り組むことが必要です。

つきましては、重度心身障害者医療費助成の現物給付化の協議を進展させるため、次のとおり要望します。

- 制度の法制化、国保会計への国庫負担金の減額措置の廃止について、国へ強く働きかけること。
- 医療費や審査手数料の増加、国保減額措置による市町負担の増加に対する県の補助を充実させること。
- システム改修費や事務的支援等に対する県の支援を検討すること。
- 審査支払機関や医師会との協議等を含む制度移行に向け、積極的に関与すること。

関係法令等

- ・佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
- ・佐賀県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱

1 4 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について

民生委員・児童委員は、地域において様々な福祉に係る支援活動を行っていますが、近年、急速な高齢化による単身世帯の増加、相談内容の多様化・複雑化などにより、民生委員の負担感等も増加している上、また近年の物価高騰の煽りも受け、活動経費も増加しているため、支給される活動費は実態として見合っていない。また、一斉改選時の民生委員等の選任においては、年度途中の人材選考・確保は大変難しく、更に担当地区が複数地区に跨ると他地域の状況がわかりづらいことなどから、一層、成り手が見つかりづらいため、担い手不足の問題は年々深刻化しています。

民生委員は、地域住民の身近な相談役であると同時に、支援へのつなぎ役として重要な役割を担うことから、担い手不足等の問題は喫緊の課題です。問題解決に向け、民生委員としての本来の業務を明確化し、周知するとともに、業務の負担軽減、人材確保につながる環境整備について、以下のとおり要望します。

- 複雑化、多様化かつ増大化している民生委員の活動内容について、市町における課題や実態の把握とその解決に向けた検討を市町とともに継続的に行い、民生委員の負担軽減に努めること。
- 見守り対象者や相談件数の増加及び物価高騰の影響により、活動費が実態に見合わない状況となっているため、委員報酬の有償化を含む抜本的な制度の見直しを検討するとともに、財政支援に努めるよう、国に要望すること。
- 記録や調書の簡略化等により労務負担の軽減を図るよう、国に要望すること。
- 年度途中の人材選考・確保が難しいため、一斉改選時期については、現在の12月でなく4月改選、もしくは一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、検討するよう、国に要望すること。
- 今後、佐賀県民生委員定数条例を見直す際は、世帯数だけでなく高齢化率な

ど地域の実態に合った見直しを行うこと。また、現状を把握するためのヒアリング等を実施すること。

関係法令等

- ・ 民生委員法及び施行令
- ・ 児童福祉法

1 5 佐賀県老人クラブ活動等事業費補助金について

老人クラブが実施する社会参加活動や生きがいきづくり活動等に対する補助金については、本来、国・県・市町が対象経費の各3分の1ずつを負担する仕組みを前提として、市町が窓口となり対象経費の全額を老人クラブへ補助し、その後、国及び県から相当分の補助を受ける流れとなっています。

しかしながら、県要綱においては、対象経費と「1市町あたり知事が必要と認めた額」とを比較し、少ない方の額の3分の2を上限として補助する仕組みとなっています。このため、市町の実質負担は補助額の約7割に達し、極めて重い財政負担となっています。

また、老人クラブの数や会員数が減少する中、組織維持のための運営経費への支援、活動継続のための補助金増額、対象経費の見直し等が求められています。しかし、県からの財源措置が不確実であることから、市町として十分な対応が困難な状況にあります。

このような中、佐賀県におかれましては、令和7年度補正予算における「老人クラブ物価高騰支援事業費」の創設や、令和8年度当初予算において掲げられた「輝けるシニア」の取組など、シニア世代が生き生きと活躍できる環境づくりに積極的に取り組まれています。

しかしながら、佐賀県老人クラブ活動費等事業費の補助率は以前より改善されているものの、制度本来の負担水準との差は依然として残っており、その差分が市町の恒常的な負担となっています。

事業の継続性確保及び老人クラブへの支援強化の観点から、確実な財源措置と補助対象の拡充を図っていただきますよう、強く要望いたします。

	市補助(A)	うち国、県補助対象 経費(B)	県補助(C) (国分を含む)	実質補助率 (C/B)
R4	16,944 千円	14,478 千円	4,518 千円	31.2%
R5	16,256 千円	13,673 千円	4,424 千円	32.4%
R6	15,782 千円	13,176 千円	4,394 千円	33.3%
R7	15,201 千円	12,641 千円	4,360 千円	34.5%

関係法令等

- ・在宅福祉事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県老人クラブ活動等事業費補助金交付要綱

1 6 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設について

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因となるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

今後さらに高齢化が進み、加齢性の難聴者が増えていくことも予想されますが、補聴器の価格は片耳当たり数万円から数十万円と高額で、低度・中度難聴者は全額自費での購入が必要となり、とりわけ低所得者に対する配慮が求められています。

かねてより難聴と認知症の因果関係については研究が進められており、「先行する難聴は認知症発症の有意なリスク因子の一つである」とされている報告もあります。

このことから、補聴器の更なる普及を図ることは、高齢者が難聴になっても生活の質を維持することができるため、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸にもつながると考えますが、現在一部の自治体でのみ高齢者の補聴器購入に対して支援（補助）を行っており、全国的に広がっていない状況です。

このことから、次のとおり要望します。

- 加齢性難聴者に対する補聴器購入費用の助成等について、県による支援制度の創設を検討すること。
- 加齢性難聴者に対する全国統一的な公的支援制度の創設について国に働きかけること。

関係法令等

17 パーキングパーミットの申請手続きの見直しについて

現在、パーキングパーミットの利用証について、身体障害者手帳を所持している方については、要件を満たせば、有効期限が5年の緑の利用証を交付できますが、身体障害者手帳の再認定が必要な方については、オレンジの利用証で1年毎に更新が必要となっています。

例えば、令和7年4月に令和10年3月の身体障害者手帳の再認定が必要な方が手続きを行う場合、再認定期限までに更新手続きを2回行うことになります。

再認定が必要な方は再認定期限までは症状の固定が認められていますが、利用証は1年更新のため毎年度手続きが必要であり、認定者は身体に不自由があるにもかかわらず、毎年市役所に更新手続きに出向かなければならず、負担となっています。

したがって、「さがすたいる」を推進している佐賀県の「やさしさ」という観点からも、見直しを検討していただきたく、次のとおり要望します。

- 身体障害者手帳の再認定が3年後となることが明らかである際は、パーキングパーミット利用証は3年間の期限でオレンジ色の札を交付、もしくは再認定用の別の色の利用証を追加するなど、認定者の更新手続きの負担が軽減するよう改善を図ること。

関係法令等

佐賀県パーキングパーミット（身障者駐車場利用証）推進要綱

18 佐賀県アピアランスケア事業の対象者拡充について(ウィッグ購入費用助成)

令和4年度より、がん治療と就労・社会参加などの生活との両立を支援し、補正具等の購入に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的として、佐賀県より、アピアランスケア支援事業費補助金にて市町への補助金が交付されていることは、多くのがん患者が治療と日常生活を両立し、自身の外見を整えることができ、生活の質（QOL）向上に寄与しています。

一方で、円形脱毛症や全身性脱毛症、その他の外見変化を伴う疾患で苦しんでいる方々への支援は、現状十分とは言えず、心理的負担や社会的適応の困難、さらにウィッグ購入等による長期間にわたる経済的負担が課題として挙げられます。外見変化が及ぼす影響は患者自身の生活や健康、社会参加に重大な制約をもたらすため、がん患者だけでなく、これらの疾患を抱える方に対する包括的な支援も必要であると考えます。

特に円形脱毛症等の疾患については、脱毛範囲や症状に個人差があることから、助成対象の基準や助成額の設定、長期的な支援をどう制度設計するかなど、検討すべき課題も多いことは認識しています。しかしながら、こうした患者への支援が県全体でさらに充実することにより、心身の負担軽減につながるだけでなく、患者がより安心して暮らせる社会の構築が実現できると考えます。

以上のことを踏まえ、県として包括的かつ持続可能な仕組みの整備をしていただきたく、次のとおり要望します。

- 助成対象をがん患者以外の円形脱毛症、全身性脱毛症等の症状を含む患者へ拡大すること。
- 助成対象の基準や助成額の設定、ならびに経済的負担軽減の仕組みを構築すること。
- 情報提供体制の充実と、相談窓口の拡充による円滑な事業運営体制の整備を行うこと。

関係法令

佐賀県アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱

1 9 教育・保育施設に係る公定価格について

令和7年12月23日に開催された「第13回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会」において、公定価格における地域区分については、「令和8年4月からの見直しは実施せず、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえつつ、自治体をはじめとする関係者のご意見を伺いながら、引き続き見直し方法について丁寧に検討を進めていく」こととされています。

公定価格における地域区分が、国家公務員等の地域手当の考え方に準拠して設定された場合、地域間の格差が拡大し、給与水準の高い地域への保育士の流出を招く等、地方の保育士不足を更に深刻化させる恐れがあります。

加えて、前述の実行計画では「次期報酬改定までに必要な見直しを実施する」とされており、検討期間が限られていることから、自治体等の意見を的確に汲み取りスピード感を持って対応することが求められます。

また、昨今の著しい物価高騰により、教育・保育施設を運営していく上で必要な光熱費や食材料費等の高騰が大きな負担となっています。このため、令和7年度補正予算において、物価高騰の中での安定的な教育・保育の継続のための「運営継続支援臨時加算」（令和7年度限り）が創設されました。

今後も物価高騰が継続していくと考えられる中、施設運営に係る経費は、子どもの健やかで安全な育ちを保証する前提となるものであるため、一時的な措置では無く、継続的な対応が求められています。

以上のことから、国に対して次のとおり要望していただきますよう、お願いいたします。

- 教育・保育施設に係る公定価格の地域区分の検討にあたっては、地域の実情を踏まえ、以下の点に十分留意し、スピード感をもって検討すること。
 - ・ 現行を超える給付水準を確保すること
 - ・ 隣接地域との格差が極力生じないようにすること

- 教育・保育施設に係る公定価格については、近年の物価高騰踏まえ、その影響を適正かつ速やかに反映させること。

関係法令等

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について

20 保育所、認定こども園における保育料の多子軽減に係る所得制限の廃止及び保育料完全無償化について

認可保育所等における保育料については、国による多子世帯に対する軽減制度が設けられており、第一子全額、第二子半額、第三子以降無料とされていますが、基準となる子どもの人数の数え方については、年収360万円未満の世帯は認定保護者と生計を一にする最年長の子どもを1人目と数える一方、その他の世帯については、小学校就学前の児童を1人目と数えるなど所得による制限がなされています。

具体的には、年収360万円以上の世帯では、第一子から第三子まで同時に保育園を利用していた場合、第一子が小学校へ進学すると、第一子は一人目とはカウントせず、第二子を第一子、第三子を第二子として数えるため、軽減にかかる子に違いが生じ、保育料の合計が高くなる世帯が発生することとなります。このことは、実際に複数の子どもの養育している世帯の実態と必ずしも一致しておらず、多子世帯にとって大きな経済的負担となっています。子育て世帯の負担軽減をより実効性のあるものとするためには、兄弟姉妹の年齢や入所要件にかかわらず多子世帯として支援する仕組みが必要であり、保育料における多子軽減制度の見直し及び保育料完全無償化が必要と考えます。

つきましては、多子世帯が安心して子どもを育てることができる環境を整備し、「こどもまんなか社会」の実現をより一層推進するため、国県と市町がともに取り組むべき重要な施策の一つとして検討していただきたく、次のとおり要望します。

- 保育料決定において、「子どもの人数の数え方で所得に応じた制限」を廃止されるよう、国に対して働きかけること。
- 廃止に伴い生じる地方負担の補てんを国に求めること。
- 多子世帯の経済的負担軽減を図るため、保育料完全無償化に向けた制度の改正又は財政支援を行うこと

関係法令等

- ・子ども子育て支援法
- ・子ども子育て支援法施行令

2 1 佐賀県緑の景観づくり事業の継続等及び「第44回全国都市緑化フェア fromSAGA」への参加支援について

「佐賀県緑の景観づくり事業」は、緑豊かで美しく快適な佐賀をめざして、県民にうるおいとやすらぎを与えられるような緑づくりを推進するため、創設されています。

特に、佐賀県内で開催された国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会を契機として、緑化の推進を図るとともに、樹木の適切な維持管理による健全な緑づくりを推進することで、緑のおもてなしを図ることを目的とされており、各市におきましても、公園の樹木整備等を行ってきたところであります。

緑化整備については、定期的な手入れを行いながら、樹木が成長し、地域に根付くまで長期間の時間を要するため、継続的に事業に取り組む必要があるにもかかわらず、本事業の実施期間は令和4年度から令和8年度までとなっています。

また令和10年3月25日から5月28日までの期間に、国内最大級の花と緑の祭典である第44回全国都市緑化フェア from SAGA が開催されることから、ますます緑化整備の重要性が高まってきます。県では、今回の開催を県内各地の盛り上がりにつなげたいとして、市町の公園や地域の特色あるエリア等をパートナー会場として募集されています。

これを受け、例えば、鳥栖市においては佐賀県での開催を盛り上げるため、パートナー会場として応募し、取り組み内容について検討していますが、例年の緑化フェアにおける来場規模や社会的意義を考慮しますと、その規模等に見合った内容の実現には、県からの支援が不可欠であり、支援いただくことで、より高い効果を県民に還元できると考えます。

今後も佐賀県の魅力である緑の豊かさを推進していきたいと、次のとおり要望します。

- 「佐賀県緑の景観づくり事業」の実施期間が令和4年度から令和8年度までとなっていることから、事業の継続とともに、樹木の剪定等を事業

対象とした緑の保全整備事業の補助率を現行の 1 / 3 以内から 1 / 2 以内に拡充すること。

- 「第 4 4 回全国都市緑化フェア fromSAGA」でのパートナー会場については、県からの一体的な広報や県内周遊につながる取組、整備運営に係る財政支援を検討すること。

関係法令等

佐賀県緑の景観づくり事業補助金交付要綱

2 2 海苔養殖期間中の県営ダムの管理放流時期の調整について

近年、海苔養殖漁場において大規模な赤潮や少雨の影響で栄養塩不足となる状態が長期化し、品質低下や生産枚数の減少が続いています。例えば鹿島市では、これまで1億枚を下回ることのなかった市内における生産枚数が令和3年以降4年連続で1億枚以下となっており、県全体としても令和4年以降、生産枚数が低迷している状況です。また、色落ち海苔の生産枚数も増加傾向で、例えば鹿島市内の生産枚数に占める割合は令和元年と2年は2割程度であったものが令和3年以降は4～6割へと2倍以上に増加しており、生産枚数の低迷と合わせて品質低下の影響が大きくなっています。

このような状況の中、鹿島・嬉野市内の県営ダムの管理放流について、令和7年は10月までに関係漁協との放流時期の協議、11月から令和8年1月中旬にかけては管理放流を行っていただいたところです。これまでと同様に栄養塩は海苔の生長に必要な目安の値を下回る状況でしたが、放流による河川からの栄養塩補給が促されたこと、これまで発生していたプランクトン増殖が1月中旬まで確認されなかったことなどから、放流期間中に生産された海苔は近年では最も良い品質となり、生産枚数も増加した結果、市内の累計生産枚数は5年ぶりに1億枚を超えている状況です。

前年に引き続き実施された県営ダムの管理放流の取組について、漁業者より多くの感謝と来年度以降も継続してもらいたいとの意見を頂いています。

このことから、以下について要望します。

- 県営ダムの管理放流時期の調整について、下流域の関係漁協と十分に協議調整の継続を行うこと。

関係法令等

2 3 下水道事業運営の効率化について

今日、各市町における下水道事業の運営状況は、物価の高騰等で維持費の増加や、人口減少に伴う使用料収入の低下など苦しい経営が続いており、その費用を一般会計から繰入れ、事業の運営を維持している状況です。今後は、硫化水素等の悪条件下で稼働する下水道施設の劣化や維持管理を担う人材の不足などにより、すでに苦しい経営であるにもかかわらず、更に状況が悪化していくことが懸念されています。そのような中で、例えば、小城市では、区域の見直しや使用料改定等、様々な対策を行っていますが、個々の市町にできる対応には限界が生じており、市町共同の下水道事業運営の効率化に向けた調査・検討が不可欠です。

これまでも国から指導のあった、下水道事業の広域化・共同化については県主導のもと、主に施設の統廃合への検討がなされてきましたが、前述したような課題の解決については、事業運営の効率化に視点を置いた検討が別途必要だと考えます。この下水道事業運営の効率化を共同で検討していくにあたり、県内市町の現状把握や調整を図り、更に国の関係機関との協議といった対応が求められるため、県と市町が一体となった取り組みが重要です。また、検討には外部委託や調査費等の費用を伴うことが予測されるため、国への補助金適用の調整や、県による財政措置といった支援が必要です。

つきましては、以下の通り要望します。

- 下水道事業運営の効率化の検討については、財源措置も含めた支援を検討すること。

関係法令等
下水道法

2 4 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について

空き家対策においては除却と利活用が重要であり、県の空き家対策については、空き家の発生を抑制し空き家が利活用されることを重視されていますが、老朽化が著しい空き家については、既存の状況での活用は難しく、除却しか対処法はなく、今後も地域住民に生活環境に悪影響を及ぼしている又は及ぼす恐れのある空き家等の増加が見込まれます。

例えば、多久市では、国の社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（補助率2／5）」を活用し、不良住宅の認定等を要件として除却費用の補助（上限100万円／件）を行っていますが、国からの補助配分率は年々下がる傾向にあり、市の財政を圧迫する事態となっています。

また武雄市では、空き家の利活用の補助として、空き家を取得し、居住のために改修を行う場合の改修費の補助（補助率1／2、上限100万円）を行っていますが、空き家は増加傾向にあり、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の増加が見込まれます。除却の補助として、国の社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（補助率2／5）」を活用し、不良住宅の認定等を要件として除却費用の補助（上限100万円／件）を行っている他、旧耐震基準で建築された木造の空き家を対象に、除却の契機となるべく補助の増額（上限20万円→30万円）を行っていますが、物価高騰等により、解体費用も高騰し、更なる補助の増額による解体を促す必要があると考えています。

対策費用につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく国の交付金制度を活用しているところですが、国では令和5年12月13日に空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等の対策を強化されています。

県におかれても、空き家の利活用への支援のみならず、危険空き家の除却に対する財政上の措置を講じるよう要望します。

関係法令等

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（財政上の措置及び税制上の措置等）

第29条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- ・社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）」国補助率 2／5
- ・空き家対策総合支援事業 国補助率 2／5

2 5 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業に係る補助率の嵩上げについて

近年の地球温暖化等に起因する局地的な豪雨台風や地震等による自然災害が増加傾向にある中、特に急傾斜地における災害対策は早急な対応が求められているところですが、当該急傾斜地は個人所有の土地であることが多く、災害の防止や復旧のための対策工事は所有者による対応が基本となっています。

佐賀県急傾斜崩壊防止事業について、昨今の物価上昇を含め材料費等の高騰により事業費が増大し、地元負担の支払いがより厳しい状況となっており、負担軽減のための補助率の嵩上げ要望が寄せられているところです。

今後、災害を未然に防止し、また住民が安全で安心して暮らせる住環境を確保していくため、負担軽減のための補助率の嵩上げを要望します。

関係法令等

- ・ 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金交付要綱

2 6 法定外公共物（里道・公有水面）の維持管理に対する支援策の創設について

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成 17 年 3 月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元（地域）での日常管理をお願いしていますが、管内の法定外公共物は多数存在し、譲与から約 20 年が経過する近年では、施設も老朽化しており、激甚化・頻発化する豪雨災害により里道は土砂崩れによる損傷や盛土が被り、また、公有水面は土砂により閉塞した箇所が多く発生しています。

例えば、神埼市では、平成 18 年 3 月の合併後から「地域協働推進事業」を制定し、地元が取り組まれる法定外公共物の維持管理に係る費用の補助を行っていますが、高齢化や費用負担の関係などから地元でも取り組むことが困難となり、地元からは市で修繕をしてもらいたいとの要望があります。

これらのことより、法定外公共物に対する国による新たな制度による国土の維持管理に対する支援策の創設を要望頂きますようお願いします。

関係法令等

2 7 幹線道路網の整備促進について

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題です。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠です。

よって、県におかれては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段の整備促進をお願いするとともに、県道の維持・補修管理にも十分配慮を頂きますよう併せてお願いします。

[佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
 - ・大川佐賀道路の全区間早期供用
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市～佐賀市)の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道 444 号の整備促進
 - ・嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
- (4) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (5) 主要地方道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
 - ・佐賀市高木瀬工区の整備促進
- (6) 主要地方道佐賀外環状線(久保田区間)の整備促進

[唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進及び暫定 2 車線区間の 4 車線化
- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
 - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道 202 号唐津バイパス唐津大橋 4 車線化の事業促進

- (4) 国道 204 号
 - ①屋形石地区の整備促進
 - ②肥前町新木場地区の整備促進
 - ③交通安全施設（歩道設置）整備事業の促進
 - ・肥前地区（古保志気～比恵田間）
- (5)（県道虹の松原線）松浦橋兩岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け替え
- (6) 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路大手口佐志線）の整備促進
- (7) 主要地方道唐津呼子線（唐房入口交差点～岩野交差点間）の道路拡幅及び唐房入口交差点改良の促進
- (8) 主要地方道唐津北波多線（唐津工区）の整備促進
- (9) 主要地方道肥前呼子線（梨川内工区）の整備促進
- (10) 県道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

- (1) 県道の整備促進
 - （県道佐賀川久保鳥栖線）
 - ・一本杉工区間の整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
 - （県道中原鳥栖線）
 - ・下野交差点までの整備促進と県道江口長門石江島線までの整備計画の早期策定
 - （県道久留米基山筑紫野線）
 - ・JR 鹿児島本線アンダー部の 4 車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進
 - （国道 3 号）
 - ・鳥栖拡幅事業の整備促進
 - ・鳥栖久留米道路事業の整備促進
 - ・鳥栖市酒井西町から鳥栖市高田町までの整備計画の早期策定
 - （国道 34 号）
 - ・国道 34 号（鳥栖～神埼間）のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の早期完成
 - 多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 県道 25 号多久若木線（長尾～東の原）の早期完成
- (3) 県道 338 号岸川筋原線（岸川地区）の村中橋付近の狭窄部の拡幅改良

- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備（古賀一区～小城市境）
- (5) 県道 35 号多久江北線の整備
（東多久駅前交差点～羽佐間交差点間の未改良部）

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
 - ・伊万里道路、伊万里松浦道路の早期完成
- (2) 国道 204 号の整備促進
 - ・国道 204 号バイパス（瀬戸～黒川間）の早期完成
 - ・国道 204 号（松島工区）の早期完成
- (3) 県道伊万里有田線（セラミックロード）の整備促進
 - ・二里第 1 工区、二里第 2 工区の早期完成

[武雄市]

- (1) 県道の整備促進
 - ・主要地方道（武雄多久線、相知山内線、多久若木線）及び一般県道（武雄白石線）の早期整備
 - ・主要地方道（武雄伊万里線、嬉野山内線、相知山内線）及び一般県道（梅野有田線、北方朝日線）の歩道未整備区間の早期整備
- (2) 国道の整備促進
 - （国道 498 号）
 - ・北方工区の早期整備及び若木バイパスまでの危険個所の解消
 - ・鹿島市から武雄北方 I C までの安全で走行性の高い道路の事業着手
 - ・豪雨による「通行止」が生じない道路整備
 - （国道 34 号）
 - ・武雄市北方町 バイパス延伸区間の早期整備
 - （国道 35 号）
 - ・武雄市武雄町、山内町の歩道未整備区間の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
 - ・福富鹿島道路の早期開通
 - ・鹿島～諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
 - ・鹿島～武雄間の概ねのルート帯（1km 幅）からの具体的なルートの早期

提示

- ・鹿島市から武雄北方 IC までの安全で走行性の高い道路の早期事業化

(3) 国道 207 号整備促進

- ・北鹿島地区～浜地区の歩道整備促進
- ・七浦西部地区（西葉～母ヶ浦区間）の拡幅改良及び歩道整備の早期完成

[小城市]

(1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の整備促進

- ・多久佐賀道路Ⅰ期及び佐賀道路の整備促進
- ・多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化

(2) 有明海沿岸道路の整備促進

- ・佐賀福富道路の全区間早期供用

(3) 県道多久牛津線

- ・西の橋交差点付近の整備

(4) 国道 203 号の整備促進

- ・交通安全施設整備の促進

[嬉野市]

(1) 国道 34 号の歩道整備及び交差点改良

- ・新幹線駅周辺の土地区画整理事業と併せた下宿自歩道の整備促進
- ・嬉野高校～今寺交差点間の一部の歩道整備着手
- ・一位原交差点付近の歩道整備着手と交差点改良整備
- ・JR バス柱松停留所から長崎県境間の歩道整備着手

(2) 国道 498 号の歩道整備

- ・塩田町町分地区～南下久間地区の歩道整備促進
- ・真崎地区～鹿島市境の歩道整備着手

(3) 県道の整備促進

- ・県道大村嬉野線（加杭公民館～平古場橋間）、県道嬉野川棚線（下不動、中不動地区）、県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野線（峰川原地区）

(4) 長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の整備計画の策定

[神埼市]

(1) 国道 34 号の整備促進

- ・鳥栖～神埼間のバイパス整備計画の早期策定
- ・大町橋から上犬童交差点までの 2 車線区間の 4 車線化の整備促進

- ・ 神埼駅前交差点改良の整備促進
- (2) 県道の整備促進
 - ・ 県道佐賀川久保鳥栖線（菅生工区）における交通安全対策事業の促進
 - ・ 県道神埼北茂安線（神埼～吉野ヶ里工区）の整備促進
 - ・ 県道佐賀八女線（境原工区）における交通安全対策事業の促進
 - ・ 県道三瀬神埼線（仁比山～的地区）における交通安全対策事業の促進
 - ・ J R 平ヶ里踏切を跨ぐ跨線橋設置及び現道区間の交通安全対策事業の促進
 - ・ 県道諸富西島線（浮島排水機場及び江見下排水機場付近）の整備促進
- (3) 国道 264 号の整備促進
 - ・ 千代田町下西工区及び嘉納工区区間における交通安全対策事業の促進

関係法令等

令和 8 年 8 月 2 7 日

佐賀県知事

山 口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 峰 達郎